

2012年 6月 15日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(抄訳) 2012年 5月

Contents

税務法規

1. 西部地域大開発の推進に係る企業所得税問題に関する公告
2. その他の通達

商務法規

アーンスト・アンド・ヤング中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2012年5月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2012年 5月 4日 第2012015号
- ▶ 2012年 5月 16日 第2012016号

Japan Business Servicesグループで、2012年5月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語版(抄訳)をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 西部地域大開発の推進に係る企業所得税問題に関する公告(国家税務総局公告[2012]12号)

概要

西部地域大開発を推進するため、企業所得税の取扱に関して以下を定める。

▶ 税制上の優遇措置

- ▶ 2011年1月1日～2020年12月31日に西部地域に設立され、『西部地域奨励類産業目録』記載の奨励事業を主たる営業とし、かつ主要営業収入が総収入の70%を超える企業については、所轄税務局による審査後、当該年度の企業所得税率を15%に軽減する。

注：総収入とは、企業所得税法第6条に規定される総収入であり、貨物販売収入、役務提供収入、財産譲渡収入、配当等の持分性投資収益、利子収入、賃貸収入、特許権使用料収入、受贈益収入及びその他の収入を含む。

- ▶ 2010年12月31日以前に西部地域に設立され、交通業、電力など公共事業、河川事業、郵便業、テレビ放送業(以下、「5大事業」と総称)に従事し、かつこれらの事業からの収入が総収入の70%を超える企業については、1、2年目は企業所得税の全額を、3～5年目は企業所得税の半額をそれぞれ免除する(以下、「二免三減」と略称)。当該優遇措置は、内資企業の場合は営業開始日から、経営期間が10年間以上見込まれる外商投資企業の場合は利益が生じた年度から、それぞれ享受することができる。
- ▶ 財税[2009]69号第1、2条に基づき、上記の15%の優遇税率とその他の優遇措置は同時に享受することができる。半額免除期間における税額の計算には適用される優遇税率を用いる。

▶ 経過措置

- ▶ 5大事業に従事し、国税発[2002]47号第2条2項が規定する二免三減の適用について税務局の承認を得ている企業は、二免三減の適用を継続できる。
- ▶ 国税発[2002]47号第2条に該当していたが、収入あるいは利益が発生していない等の理由で、2010年12月31日までに税務局から承認を得ていなかった場合、当公告に従って二免三減の適用を受けることができる。

▶ 対象事業の範囲

『西部地域奨励類産業目録』が公布される前は、以下の目録が規定する事業範囲に該当すれば、税務局の承認をもって15%の優遇税率の適用が認められていた。

- ▶ 産業構造調整指導目録(2005年版)
- ▶ 産業構造調整指導目録(2011年版)
- ▶ 外商投資産業指導目録(2007年改訂)
- ▶ 中西部地域優勢産業指導目録(2008年改訂)

15%の優遇税率により年度申告を行っていたが、『西部地域奨励類産業目録』公布後、公告1条の条件を満たさないことが判明した場合は、適用される税率をもって再申告を行う必要がある。

▶ 申請/申告要件

- ▶ 優遇措置の適用の申請は、該当年度の年度申告前に所轄税務局に対して書面により行い、関連資料を提出する必要がある。適用初年度は審査が求められるが、2年目以降は登録のみでよい。
- ▶ 主たる営業が『西部地域奨励類産業目録』に該当する場合、所轄税務局の承認を得て、15%の税率で企業所得税の予納を行うことが認められる。ただし、年間の主要営業収入が総収入に占める比率が70%に達しなければ、25%の通常税率で年度申告を行わなければならない。
- ▶ 主たる営業が『西部地域奨励類産業目録』に該当するかどうかの判断が困難な場合、税務局は関連する行政部門が発行する証明書類の提出を企業に要求する。

▶ 本支店機構の取扱

西部地域に設立された本店機構と支店機構(西部地域以外に設立された二級支店機構が西部地域内に設立した三級以下の支店機構は含まない)の所得のみが15%の優遇税率の適用対象となる。具体的な計算方法及び配布比率は、国税発[2008]28号、国税函[2009]221号に従う。

所見

2000年以来、西部大開発は一大国家優先プロジェクトの一つであり、同地域の企業に対する税制上の優遇措置に関する通達がいくつか公布されている。当公告は、財税[2011]58号で規定されていた優遇措置を再規定するとともに、以下の点を明確化した。

- ▶ 優遇措置が適用されるための申請、審査、承認手続
- ▶ 暫定対象目録の範囲
- ▶ 5大事業に従事する企業の二免三減の適用要件
- ▶ 西部地域に所在する本支店機構に対する課税原則及び具体的な課税計算方式

ただし、以下の点については取扱が明確化されていない。

- ▶ 審査、承認、登録にかかる具体的な事務指針。省レベルの税務機関による実務指針の制定が待たれる。
- ▶ 公告12号によれば、対象目録に産業構造調整指導目録の2005年版と2011年版がいずれも含まれているが、公告12号は優遇税制についてどのように両者が調整されるべきか述べていない。2011年版は2011年6月1日に公表され、同日前者が廃止されている。
- ▶ 外商投資産業指導目録は2011年改訂版が2012年1月30日に施行され、2007年改訂版は同日で廃止されたが、対象目録には後者が指定されている。

関連法規

- ▶ 西部大開発の推進のための税務政策に関する通達(財税[2011]58号)
- ▶ 企業所得税の優遇措置に係る若干の問題に関する通達(財税[2009]69号)
- ▶ 西部大開発に係る税務政策の具体的な実施意見に関する通達(国税発[2002]47号)
- ▶ 地区をまたぐ本支店機構に係る企業所得税徴収管理弁法(国税発[2008]28号)
- ▶ 地区をまたぐ本支店機構の企業所得税徴収管理に係る若干の問題に関する通達(国税函[2009]221号)

2. その他の通達

- ▶ 小規模薄利企業の企業所得税の予納に関する公告(国家税務総局公告[2012]14号)
- ▶ 小規模薄利企業に対する更なる支援に関する通達(国発[2012]14号)
- ▶ ソフトウェア・集積回路産業の育成に係る企業所得税の取扱に関する通達(財税[2012]27号)
- ▶ 一部の業種における農産品に係るみなし仕入税額控除の試行に関する通達(財税[2012]38号)

税務法規

- ▶ 『外商投資商業領域管理弁法』補充規定(五)(商務部令[2012]4号)
- ▶ 2012年度外商投資企業外貨年検の実施に関する通達(匯綜発[2012]19号)
- ▶ 輸出の促進による貿易バランスの改善に関する通達(国発[2012]15号)

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京			江 海峰	金融	
			alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963
高浜 学	税務・移転価格		顧 嶢	監査	
manabu.takahama@cn.ey.com		+86-10-5815-2834	sharry.gu@cn.ey.com		+86-21-2228-2367
小谷 将也	監査		舟本 孝史	監査	
masaya.kotani@cn.ey.com		+86-10-5815-3350	takashi.funamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-2064
天野 智博	監査		三井 貴子	監査	
chihiro.amano@cn.ey.com		+86-10-5815-2225	mitsui.takako@cn.ey.com		+86-21-2228-4412
平澤 尚子	税務・移転価格		金杉 喜文	監査	
naoko.hirasawa@cn.ey.com		+86-10-5815-2115	yoshifumi.kanasugi@cn.ey.com		+86-21-2228-2718
大連			岡本 卓也	監査	
			takuya.okamoto@cn.ey.com		+86-21-2228-6466
佐々木 大	監査		篠崎 洋樹	税務	
dai.sasaki@cn.ey.com		+86-411-8252-8999	hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
天津			久保田 順一	M&A	
			junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749
町田 太郎	税務・移転価格		広州		
taro.machida@cn.ey.com		+86-22-5819-3583	長内 幸浩	監査	
上海			yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
木村 修	監査		田中 昌志	税務	
yoshimi.kimura@cn.ey.com		+86-21-2228-3003	masashi.tanaka@cn.ey.com		+86-20-2881-2871
田川 利一	税務		深圳		
toshikazu.tagawa@cn.ey.com		+86-21-2228-2118	小林 秀誉	監査	
江夏 潔子	税務		hidetaka.kobayashi@cn.ey.com		+86-755-2502-8101
kiyoko.enatsu@cn.ey.com		+86-21-2228-2216			
坂出 加奈	税務・移転価格				
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289			
高橋 臣一	監査				
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740			

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
北濱 聡	金融	
satoshi.kitahama@hk.ey.com		+852-2846-9700
中野 強	監査	
tsuyoshi.nakano@hk.ey.com		+852-2629-3031
桑原 宏長	監査	
hironaga.kuwahara@hk.ey.com		+852-2629-3902

東京

新日本アーンストアンド ヤング税理士法人 中国デスク

笠原 健司	税務・移転価格	
kenji.kasahara@jp.ey.com		+81-3-3506-2396
斎藤 正浩	税務	
masahiro.saito@jp.ey.com		+81-3-3506-1282
崔 虹	税務	
hong.cui@jp.ey.com		+81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人 中国ビジネスグループ

福井 修	中国ビジネス一般	
fukui-sm@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
帯川 海	中国ビジネス一般	
obikawa-k@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1420
松尾 和弘	中国ビジネス一般	
matsuo-kzhr@shinnihon.or.jp		+81-3-3503-1131

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、保証、税務、トランザクション、及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。全世界で152,000人のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮する助けとなること、が業界他社との差別化を図るところです。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバーファームにより構成された国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っていません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。www.ey.com

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの税務サービス

中国におけるアーンスト・アンド・ヤングの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはアーンスト・アンド・ヤングが業界他社との差別化を図るところです。

© 2012 Ernst & Young (China) Advisory Limited.

版權所有

FEA no. 03001895

本配布物は、要約された情報により一般的なガイドラインを提供することのみを目的としており、より詳細な調査や専門家としての判断を代替することを目的とはしていません。安永(中国)企業咨询有限公司、及び全てのグローバル・メンバーファームは、本配布物に含まれる情報に基づいて判断した結果として発生したあらゆる損失について、責任を負うものではありません。具体的な状況における問題については、専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたら、china.services@cn.ey.com までご連絡ください。

www.ey.com/china